

(目的)

第1条 この内規は、熊本県スキー連盟教育部（以下、教育部という。）規約を補完することを目的とする。

(事業)

第2条 教育部規約第3条第1項（1）に関する事業については、担当者を置くことができる。

- (1) 検定会担当
- (2) 講習会担当
- (3) 強化担当

(全日本スキー連盟主管事業等への推薦基準)

第3条 熊本県スキー連盟（以下、県連という。）、全九州スキー協議会（以下、九地協という。）、SAJ西日本ブロック協議会（以下、西日本という。）および全日本スキー連盟（以下、全日本という。）が主催する技術選手権大会（以下、技選という。）の参加について推薦基準を定める。

2 県連及び九地協が主催するスキー技選及びスノーボード技選への参加については次の各号のとおり定める。

- (1) 大会要項に記載された参加資格を有している者で、当該年度の県連会員登録が完了している者。
- (2) 当該大会の参加については前号のほかに推薦基準は設けない。

3 西日本が主催するスキー技選及びスノーボード技選への推薦については次の各号のとおり定める。

- (1) 大会要項に記載された参加資格を有している者で、当該年度において県連もしくは九地協が主催したスキー技選またはスノーボード技選に出場した者。
- (2) 当該年度において県連もしくは九地協が主催したスキー技選またはスノーボード技選が開催されなかった場合には、別に定める条件を成就した者。
- (3) 出場枠に限りがある場合は、別に定める県ランキングの上位者より選考する。
- (4) 前号までに規定する参加資格を有する者は、所定の期日までに参加料の振込と合わせて別に定める規定に基づき申し込む。

4 全日本が主催するスキー技選、スノーボード技選及びナショナルデモンストレーター・SAJデモンストレーター選考会への推薦については次の各号のとおり定める。

- (1) 大会要項に記載された参加資格を有している者で、当該年度において西日本が主催したスキー技選またはスノーボード技選に出場した者。
- (2) 当該年度の西日本各技選においてスキー男子50位以内、スキー女子30位以内、スノーボード男子15位以内、スノーボード女子5位以内の成績を収めた者。なお、当該年度の西日本技選が開催されなかった場合はその前年度の成績とする。
- (3) 当該年度において西日本が主催したスキー技選またはスノーボード技選が開催されなかった場合は、当該年度において県連もしくは全九州が主催したスキー技選またはスノーボード技選に出場した者。なお、そのどちらも開催されなかった場合は別に定める条件を成就した者。
- (4) 出場枠に限りがある場合は、別に定める県ランキングの上位者より選考する。
- (5) 前号までに規定する参加資格を有する者は、所定の期日までに参加料の振込と合わせて別に定める規定に基づき申し込む。

5 前項までに規定する推薦基準における下位大会の未開催や中止となった場合は、次の各号をその代替と認める。

- (1) 県連主催の各種講習会及びバッジテスト等に従事した者。
- (2) 県連教育部が開催する強化学業（練習会及び強化合宿）に参加した者。
- (3) 西日本または全日本が主催する強化学業（練習会及び強化合宿）に参加した者で県連教育部が認めた者。

- (4) その他、特別な事情で前号までの代替事業に参加できなかった場合、その事由を教育部長に申出があった者については、教育部内において審議する。
- 6 第3項及び第4項に規定する申込書の提出は、次の各号によって行う。
- (1) 西日本スキー技選・スノーボード技選においては、当該年度において県連及び九地協が主催した大会の公式成績（リザルト）を添付の上、教育部副部長（強化担当）へ提出すること。なお、当該年度の九地協主催の大会が開催されなかった場合は前項に規定する代替事業の参加状況の報告をすること。
- (2) 全日本スキー技選、スノーボード技選においては、当該年度において西日本が主催した大会の公式成績（リザルト）または当該年度の西日本主催の大会が開催されなかった場合は当該年度において全九州が主催した大会の公式成績（リザルト）を添付の上、教育部長へ提出すること。なお、当該年度においてそのどちらの大会も開催されなかった場合は前項に規定する代替事業の参加状況の報告をすること。
- 7 県ランキングの確定は、次のとおり行う。なお、優先度は降順とする。
- ① 直近で開催された各技選の成績
  - ② 全日本スキー連盟公認ナショナルデモンストレーター
  - ③ 全日本スキー連盟公認SAJデモンストレーター
  - ④ 当該年度に開催された大会がない場合は、前年度の全日本各技選の成績
  - ⑤ 当該年度に開催された大会がない場合は、前年度の西日本各技選の成績
  - ⑥ 当該年度に開催された大会がない場合は、前年度の全九州各技選の成績
  - ⑦ 当該年度に開催された大会がない場合は、前年度の県各技選の成績
  - ⑧ 所有するSAJ公認の資格
  - ⑨ 所有するSAJ公認の級など

#### 附 則

- 1 本内規に定めのない事項に関しては、教育部内において審議の上定める
- 1 この教育部内規は令和5年12月1日より施行する。